

(仮称) 稲城市立中央図書館等整備運営事業

事業契約書(案)

稲 城 市

平成 15 年 11 月

事業契約書

- 1 事業名 (仮称) 稲城市立中央図書館等整備運営事業
- 2 事業の場所 稲城市向陽台 4 丁目 (城山公園内) のうち、別紙 1 に示すとおり。
- 3 契約期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 4 契約金額 金 [] 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 [] 円)
- 5 契約保証金 別途事業契約書中に記載のとおり。
- 6 支払条件 別途事業契約書中に記載のとおり。

上記の(仮称)稲城市立中央図書館等整備運営事業(以下「本事業」という。)について、発注者(以下「市」という。)と選定事業者(以下「事業者」という。)は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者(市)

住所

氏名

事業者

住所

氏名

<目次>

第1章	総則	
第1条	用語の定義等	1
第2条	公共性及び民間事業の趣旨の尊重	3
第3条	本事業の内容等	3
第4条	本事業の費用、事業者の資金調達	4
第5条	第三者への委託	4
第6条	許認可の取得	4
第7条	補助金申請関連補助業務	4
第8条	近隣関係	5
第9条	本契約の履行の保証	5
第10条	その他	6
第2章	「本誌設」の設計	6
第11条	「本誌設」にかかる設計	6
第12条	設計の変更	7
第13条	「法令変更」による「設計変更」等	7
第14条	設計の完了	8
第3章	「本誌設」の建設	8
第1節	総則	8
第15条	「本誌設等」の建設	8
第16条	基本施工計画書等	9
第17条	「工事監理者」	9
第18条	建設場所	10
第19条	事前調査	10
第20条	紙の説明要求等	11
第2節	竣工等	11
第21条	竣工検査	11
第22条	シックハウスへの対応	12
第23条	市による「本誌設等」の竣工確認	12
第24条	市による竣工確認通知	12
第25条	「本誌設等」の維持管理体制	13
第3節	工期の変更等	13
第26条	工期の変更等	13
第4節	損害の発生等	13

第27条	第三者に対する損害賠償	13
第28条	「不可抗力」による損害	13
第29条	登記	14
第4章	「本誌設等」の引渡し	14
第30条	「本施設」の引渡し及び所有権の移転	14
第31条	引渡しの遅延	14
第32条	瑕疵担保	15
第5章	「本誌設等」の運営及び維持管理	15
第1節	開業準備	15
第33条	開業準備	15
第34条	初年度分の「図書館資料」リスト案の作成	15
第35条	初年度分の「図書館資料」の調達	16
第36条	「備品」の調達等	16
第37条	「図書館情報システム」の整備	16
第38条	開館準備等完了確認	16
第39条	開館準備の遅延	17
第2節	「運營業務」及び「維持管理業務」	17
第40条	本施設の運営・維持管理	17
第41条	業務計画書	17
第42条	統括責任者	18
第43条	第三者に及ぼした損害等	18
第44条	「不可抗力」による増加費用の負担	18
第3節	維持管理業務	18
第45条	維持管理業務の実施	18
第46条	従事職員名簿の提出等	18
第47条	異常部分の修復	19
第48条	備品の管理	19
第4節	「図書館」の運營業務	19
第49条	運營業務	19
第50条	運営スタッフ名簿の提出等	19
第51条	紛失資料	20
第5節	図書館情報システム	20
第52条	図書館情報システム	20
第53条	「図書館情報システム」の更新	20

第54条	「図書館情報システム」の取り扱い	20
第6節	「図書館資料」の調達	21
第55条	開館後の「図書館資料」の調達	21
第7節	要求水準の変更等	21
第56条	法令の変更による「維持管理運営業務要求水準」の変更	21
第57条	「不可抗力」の発生による「維持管理運営業務要求水準」の変更	22
第58条	その他の理由による「維持管理運営業務要求水準」の変更	22
第8節	モニタリング及び業務報告	22
第59条	モニタリング及び「維持管理運営業務」にかかる対価の減額等	22
第60条	業務報告	23
第9節	「付帯事業」	23
第61条	「付帯事業」	23
第62条	「付帯事業」の終了	23
第6章	本事業の対価の支払い	24
第63条	本事業の対価の支払い	24
第7章	契約期間及び契約の終了	24
第64条	事業期間	24
第65条	市の事由による解除権	24
第66条	事業者の債務不履行等による解除権	24
第67条	「不可抗力」等の場合の解除権	25
第68条	「本施設等」の引渡し前の解除	25
第69条	引渡後解除の場合の引継ぎ、対価の支払い等	26
第70条	引渡後解除の場合における現況確認	27
第71条	違約金	27
第72条	解除時の対価等の支払い	27
第73条	保全義務	28
第74条	関係書類の引渡等	28
第8章	その他	28
第75条	事業者の権利義務の譲渡等	28
第76条	事業者の兼業禁止	29
第77条	経営状況の報告	29
第78条	遅延利息	29
第79条	秘密保持	29

第80条	著作権等	30
第81条	著作権等の譲渡禁止	30
第82条	著作権の侵害の防止	30
第83条	工業所有権	30
第84条	保険加入義務	31
第85条	疑義に関する協議	31
第86条	金融機関等との協議	31
第87条	裁判管轄	31
別紙 1	第 1 条関係 事業敷地地図	32
別紙 2	第 3 条関係 本事業日程表	33
別紙 3	第 30 条関係 竣工図書一覧	34
別紙 4	第 32 条関係 保証書の様式	35

第1章 総則

(用語の定義等)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「維持管理運営業務」とは、「維持管理業務」及び「運営業務」をいう。
- (2) 「維持管理運営業務要求水準」とは、「維持管理業務要求水準」及び「運営業務要求水準」をいう。
- (3) 「維持管理運営費」とは、市から事業者を支払われる「維持管理運営業務」の対価をいう。
- (4) 「維持管理会社」とは、維持管理業務を担当する【会社名を記入】をいう。
- (5) 「維持管理期間」とは、第30条に基づく本施設の引渡しの翌日から、本契約の終了までの期間をいう。
- (6) 「維持管理業務」とは、「本施設等」に関する維持管理業務をいう。
- (7) 「維持管理業務要求水準」とは、本事業の入札説明書と共に公表された維持管理業務に関する業務要求水準書（質問回答のうち維持管理業務に関する要求水準書に関するものを含む。）に規定された業務の仕様及び水準をいう。
- (8) 「運営業務」とは、「図書館」の運営業務をいう。
- (9) 「運営業務要求水準」とは、本事業の入札説明書と共に公表された運営業務に関する業務要求水準書（質問回答のうち運営業務に関する要求水準書に関するものを含む。）に規定された業務の仕様及び水準をいう。
- (10) 「開館日」とは、別紙2に記載された本施設の開館日をいう。
- (11) 「開館準備期間」とは、本契約締結日の翌日から「開館日」の前日までの期間をいう。
- (12) 「契約期間満了日」とは、開館日から20年を経過した日を意味し、平成38年6月30日を予定する。
- (13) 「建設会社」とは、「本施設等」の建設工事を担当する【会社名を記入】をいう。
- (14) 「建設工事」とは、「本施設等」の新設工事をいう。
- (15) 「建設費」とは、「建設工事」にかかる総事業費（消費税込みで金 円）をいう。
- (16) 「工事監理者」とは、工事監理を担当する【会社名を記入】をいう。
- (17) 「サービス対価A」とは、「資料-2」に規定されるサービス対価Aをいう。
- (18) 「サービス対価B」とは、「資料-2」に規定されるサービス対価Bをいう。
- (19) 「サービス対価C」とは、「資料-2」に規定されるサービス対価Cをいう。
- (20) 「サービス対価D」とは、「資料-2」に規定されるサービス対価Dをいう。
- (21) 「事業者提案書」とは、本事業の落札者グループ（株式会社を代表企業とし、

株式会社、株式会社、を構成員とする企業グループ)が本事業の入札手続において市に提出した事業者提案書(入札手続において市に提出した資料等を含む)をいう。

- (22) 「事業年度」とは、本契約の契約期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。(ただし、初年度は、本契約の締結日から平成18年3月31日までの期間をいう。)
- (23) 「車両入出庫管理装置」とは、別紙1に定める本事業敷地のうち事業者が外構部分に整備する駐車場に設置する入退場用機械式ゲートをいう
- (24) 「修繕業務」とは「図書館」及び「体験学習施設」の修繕業務をいう。
- (25) 「設計会社」とは、「本施設等」の設計を担当する【会社名を記入】をいう。
- (26) 「設計・建設工事期間」とは、本契約の締結日から、第30条に基づく「本施設等」の引渡日までの期間をいう。
- (27) 「設計図書」とは、設計、建設に関する業務要求水準書 IV(1) 及び に規定する設計図書をいう。
- (28) 「設計変更」とは、市に提出された「設計図書」の変更並びに入札説明書等に示された設計条件の追加及び変更をいう。
- (29) 「体験学習施設」とは、別紙1に定める本事業敷地内に建設される城山公園体験学習施設をいう。
- (30) 「図書館」とは、別紙1に定める本事業敷地内に建設される稲城市立中央図書館をいう。
- (31) 「図書館運営会社」とは、図書館の運営業務を担当する【会社名を記入】をいう。
- (32) 「図書館情報システム」とは、「図書館」運用のシステムのソフト、利用者のための検索機器(OPAC等)、職員が使用するパソコン及びプリンター、蔵書点検や図書整理に用いる携帯端末、LAN関係機器(本施設と既設の稲城市立図書館及び分館とのネットワーク網に必要な機器を含む)、各サーバー、セキュリティのための機器及びソフトをいう。
- (33) 「図書館資料」とは、図書、新聞・雑誌、AV、地域資料、障害者用資料及びその他図書館利用者の閲覧に供すべきものをいう。
- (34) 「入札説明書等」とは、市が本事業の入札手続において配布した[入札説明書及びその添付資料、設計、建設に関する業務要求水準書、維持管理に関する業務要求水準書、運営に関する業務要求水準書、質問回答書及びその他市が公表した一切の資料をいう。
- (35) 「引渡予定日」とは、別紙2に記載された引渡予定日(又は本契約に基づいて変更された場合には変更された日)をいう。
- (36) 「備品」とは、「備品リスト」に従い事業者が「本施設」の用に供するものとし

て調達した動産（更新後のものを含む。）をいう。

(37) 「備品台帳」とは、事業者が「備品」の管理のために作成する台帳をいう。

(38) 「備品リスト」とは、事業者が「事業者提案」に基づいて作成した、本施設に設置すべき「備品」のリスト又はかかるリストで市の確認を受けたものをいう。

(39) 「不可抗力」とは通常の見積を超えた（「入札説明書等」（引用されている共通仕様書等を含む。）又は「設計図書」で特に規定されているものについては当該基準を越えた）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象であって、かつ市及び事業者の責めに帰することができないものをいう。

(40) 「付帯事業」とは、事業者提案書において付帯事業として提案された事業者が行う事業をいう。

(41) 「法令変更」とは、本事業に影響を及ぼす、法律、政令、条例その他国又は地方公共団体が定めた規則の変更をいう。

(42) 「本事業敷地」とは、別紙 1 に示された本事業の実施場所となる土地をいう。

(43) 「本施設」とは、本契約に従い設置される「図書館」及び「体験学習施設」をいい、「本施設等」とは「本施設」及び「車両入出庫管理装置」をいう。

2 「資料-2」、「資料-3」、「資料-4」、「資料-5」、「資料-6」は、それぞれ、本事業の入札説明書の資料-2、資料-3、資料-4、資料-5 及び資料-6 を意味する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第 2 条 本契約は市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。民間事業者は本事業の公共性を十分理解し、その趣旨を尊重する。

（本事業の内容等）

第 3 条 本事業は、以下の事業により構成され、別紙 2 に規定された本事業日程表に従って実施されるものとする。

(1) 「本施設」の設計

(2) 「本施設等」の建設

(3) 「図書館」の運営

(4) 「本施設等」の維持管理

(5) 「付帯事業」

2 事業者は、本契約による業務を、本契約、「入札説明書等」及び「事業者提案書」に従って実施しなければならない。

3 本契約、「入札説明書等」及び「事業者提案書」の規定に矛盾、齟齬がある場合には、

本契約、「入札説明書等」、「事業者提案書」の順にその解釈が優先する。「入札説明書等」の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存する場合には、市及び事業者は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

(本事業の費用、事業者の資金調達)

第4条 本事業の実施に関連する一切の費用は、本契約に別段の規定がある場合を除き、すべて事業者が負担し、また本事業に関する事業者の資金調達は事業者が自己の責任において行う。

2 事業者が実施する「付帯事業」の費用は、すべて事業者が負担する。

(第三者への委託)

第5条 事業者は、「本施設」の設計、「本施設等」の建設、「維持管理業務」及び「運営業務」について、各業務の全部又は重要な一部を、それぞれ、「設計会社」、「建設会社」、「維持管理会社」、「図書館運営会社」以外の者に委託等する場合、事前に市の承諾を得るものとする。

2 事業者が、「本施設」の設計、「本施設等」の建設、「維持管理業務」及び「運営業務」について、各業務の一部を、それぞれ、「設計会社」、「建設会社」、「維持管理会社」、「図書館運営会社」以外の者に委託等する場合(前項により市の承諾が必要である場合を除く。)事前に委託される者の商号、住所その他市が別途定める事項を市に通知しなければならない。

3 事業者による委託は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する一切の者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(許認可の取得)

第6条 事業者は本事業を行なう上で必要となる許認可のうち市が取得すべきものを除き、全て自己の責任及び費用で取得し維持する。

2 市は事業者から許認可の取得又は維持に関し協力を求められた場合、合理的な範囲内でこれに協力し必要な情報を提供する。

3 本事業に関連して、市が許認可を取得する必要が生じた場合には、事業者は合理的な範囲内でこれに協力するものとする。

(補助金申請関連補助業務)

第7条 事業者は市が「体験学習施設」の整備に関して国庫補助金の申請並びに会計検査に必要な書類その他の資料を作成する場合にその補助を行なう。

2 市は事業者が前項に規定する資料の作成補助を行なうにあたり必要な情報の提供を

行なう。

(近隣関係)

第 8 条 市は、自己の費用及び責任で、「本施設」の設置、市が行う調査、「本施設」の運営に関して、近隣の住民や環境に与える悪影響を最小限にするよう合理的な範囲内で対策を講じ、また、近隣住民と調整を行なうものとする。事業者は、合理的範囲内でこれに協力するものとする。

2 事業者は、自己の費用及び責任で、事業者が本事業に関連して行う調査及び工事、「本施設等」の維持管理業務、「図書館」の運営業務に関して、近隣の住民や環境に与える悪影響を最小限にするよう合理的な範囲内で対策を講じ、また、近隣住民と調整を行なうものとする。市は、合理的範囲内でこれに協力するものとする。

3 近隣住民との調整の結果、「本施設等」の竣工の遅延が見込まれる場合には、市及び事業者の合意の上、竣工予定日及び「引渡予定日」を変更することができる。これにより生じた費用については、市が負担するものとし、「サービス対価 A」に含めて支払う。ただし、事業者が前 2 項に規定された義務を怠った場合その他事業者の責めに帰すべき事由がある場合には、事業者が負担するものとする。

4 本条第 1 項に基づく調整にもかかわらず、近隣住民の反対等により、本事業の実施が不可能若しくは著しく困難又は「事業者提案書」の範囲を超える「本施設等」の「設計変更」が必要となった場合には、市は、事業者と協議の上、本契約を解除することができる。かかる解除については、第 67 条第 1 項による解除とみなし、第 7 章の規定を適用する。

(本契約の履行の保証)

第 9 条 事業者は、次のいずれかの方法により本契約の履行を保証しなければならない。

- (1) 契約金額の 10 パーセント以上の契約保証金の納付。なお、納付された契約保証金は本契約の終了時に返還する。
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等（国債証券、政府保証のある債権）の提供。なお、提供された当該有価証券は本契約の終了時に返還する。
- (3) 「建設費」の 10 パーセント以上に相当する額の履行保証保険（以下、「工事履行保証保険」という。）の付保を行うこと。また、「本施設等」の維持管理に関する業務のサービス対価と「図書館」の運営に関する業務に関するサービス対価の事業期間にわたる合計額の 5 パーセント以上の保証金（以下、「運営保証金」という。）を納付すること。なお、運営保証金は運営開始後 5 年後に返還する。
- (4) 工事履行保証保険の付保及び運営保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。なお、運営保証金に代わる担保となる有価証券等は運営開始後 5 年後に

返還する。

(5) 工事履行保証保険の付保及び運営保証金に代わる市が認める銀行又は金融機関等による運営開始後5年間の保証。

- 2 前項の工事履行保証保険は市を被保険者としなければならない。但し事業者を被保険者とする場合で、保険金請求権に市のために質権が設定される場合は、この限りではない。なお、質権設定の費用は事業者が負担するものとする。

(その他)

第10条 本契約に定める請求、通知、報告、承諾、確認、催告及び解除は、書面により行わなければならない。

- 2 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる計量単位は、「設計図書」に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるところによる。
- 5 本契約における期間の定めについては、民法(明治29年4月27日法律第89号)及び商法(明治32年3月9日法律第48号)の定めるところによる。

第2章 「本施設」の設計

(「本施設」にかかる設計)

第11条 事業者は、本契約締結後、速やかに設計業務の実施体制を市に報告して市の確認を得たうえで、「本施設」にかかる設計業務を開始するものとする。

- 2 事業者は、日本国の法令を遵守の上、本契約、「入札説明書等」及び「事業者提案」に基づき、「本施設」にかかる設計を実施するものとする。
- 3 事業者は、事前に、「本施設」にかかる設計の責任者を選任した上、その名称及び組織体制を市に対して通知するものとする。
- 4 事業者は、事前に、「本施設」にかかる設計にかかる設計計画書(詳細工程表を含む。以下同じ。)を作成した上、市に対して提出し、市の確認を得るものとする。事業者は、市の確認を得た設計計画書に従って「本施設」にかかる設計を遂行するものとする。
- 5 事業者は、定期的に又は市の請求がある場合には随時、「本施設」にかかる設計の進捗状況に関して市に報告するとともに、必要あるときは、「本施設」にかかる設計の内容について市と協議するものとする。
- 6 市は、第1項若しくは第4項の確認を行ったこと、第5項に従い報告を受けたこと又は事業者と協議したことをもって、「本施設」の設計の内容及び結果について責任を負うものではない。

(設計の変更)

第12条 市は、必要があると認める場合には、事業者に対して、工期の変更を伴わずかつ「事業者提案書」の範囲を逸脱しない限度で、「本施設」の「設計変更」を求めることができる。この場合、事業者は、当該変更の要否及び事業者の本事業の実施に与える影響を検討し、市に対して15日以内にその結果を通知しなければならない。市はかかる事業者の検討結果を踏まえて「設計変更」の要否を最終的に決定し、事業者に通知する。事業者はかかる市の通知に従うものとする。

- 2 前項の規定に従い市の請求により事業者が「設計変更」を行う場合において、当該変更により事業者に追加的な費用(設計費用及び建設工事費のほか、将来の「維持管理運営業務」にかかる増加費用を含む。以下、本条において同じ。)が発生したときは、市が当該費用を負担するものとする。この場合、市は、設計・建設に係る追加費用については、「サービス対価A」に組み入れた上で事業者に対して支払い、「維持管理運営業務」に係る追加費用については、「サービス対価B又はC」の支払額に算入する。費用の減少が生じたときには「サービス対価A、B又はC」の支払額を適宜減額する。
- 3 市が工期の変更を伴う「設計変更」又は「事業者提案書」の範囲を逸脱する「設計変更」の提案を行った場合には、市及び事業者はその当否及び費用負担について協議するものとする。
- 4 事業者は、市の事前の承諾を得た場合を除き、「本施設」の「設計変更」を行うことはできないものとする。
- 5 事業者が市の事前の承諾を得て「本施設」の「設計変更」を行う場合において、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときでも第6章に定める本事業の対価を変更しないものとし、費用の減少が生じたときは、「サービス対価A、B又はC」の支払額を減額する。

(「法令変更」による「設計変更」等)

第13条 建築基準法、消防法その他の法令の変更により、「本施設等」の「設計変更」が必要となった場合には、事業者は市に対し、設計又は「建設工事」の変更の承諾を求めるものとし、市は、必要かつ相当と判断したときは、これを承諾する。

- 2 「本施設等」の竣工までに、市が本事業の入札手続において提供した「本事業敷地」に関する調査資料において明示されていない「本事業敷地」の瑕疵(埋蔵文化財の発見を含む。以下同じ。)に起因して、「本施設等」の「設計変更」をする必要が生じた場合には、事業者は市に対し、設計又は「建設工事」の変更の承諾を求めることができ、市は、必要かつ相当と判断したときは、これを承諾する。
- 3 前2項に基づく変更により増加した費用については市が負担するものとする。この場合において、市は、設計・建設に係る増加費用については、「サービス対価A」に組み入

れた上で事業者に対して支払い、「維持管理運営業務」に係る増加費用については、「サービス対価 B 又は C」の支払額に算入する。前 2 項に基づく変更により費用の減少が生じたときは、「サービス対価 A、B 又は C」の支払額を減少する。

- 4 第 1 項又は第 2 項に基づく変更に起因して「本施設等」の竣工の遅延が見込まれる場合、市及び事業者は協議の上、竣工予定日、「引渡予定日」、及び「開館日」を変更することができる。

(設計の完了)

第 14 条 事業者は、基本設計及び実施設計の完了後遅滞なく、該当する「設計図書」を市に提出し、その説明を行い、確認を受けなければならない。設計の変更を行う場合も同様とする。この場合において、「設計図書」の提出は別紙 2 の本事業日程表に従うものとする。

- 2 市は、提出された「設計図書」が本契約（市と事業者が設計協議において合意した事項を含む。以下同じ。）「入札説明書等」、「事業者提案書」に従っていない、又は提示された「設計図書」では本契約、「入札説明書等」及び「事業者提案書」において要求される仕様を満たさないと判断する場合には、事業者と協議の上、事業者の負担において修正することを求めることができる。事業者から提示された実施設計図書が市の確認を受けた基本設計図書に基づいていない場合も同様とする。
- 3 事業者は、市からの指摘により、又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの負担において速やかに「設計図書」の修正を行い、修正点について市に報告し、その確認を受けるものとする。設計の変更について不備・不具合等を発見した場合も同様とする。
- 4 事業者が本条に従い提出した「設計図書」のうち、工事内訳書及び工事工程表は、本契約に特に定める場合を除き、市及び事業者を拘束するものではない。
- 5 第 2 項及び第 3 項に規定する修正の結果、「本施設等」の引渡しが遅延した場合には、第 31 条第 4 項の規定を適用する。
- 6 市は、第 1 項又は第 3 項に従い「設計図書」の確認を行ったこと、第 2 項に従って「設計図書」の修正を求めたことにより「本施設」の設計の内容及び結果について責任を負うものではない。

第 3 章 「本施設」の建設

第 1 節 総則

(「本施設等」の建設)

第 15 条 事業者は、「入札説明書等」、「設計図書」、「事業者提案書」及び次条第 1 項の基

本施工計画書に従い、「本施設等」の「建設工事」を実施するものとする。

- 2 事業者は、「建設工事」の開始に当たって、市に事前に通知するものとする。
- 3 仮設、施工方法その他「本施設等」を完成するために必要な一切の手段については、「設計図書」、「事業者提案書」等において特に規定されているもののほかは、事業者が自己の責任において定めるものとする。
- 4 事業者は、「本施設等」の「建設工事」に必要な工事用電気、水道、ガス等は自己の費用及び責任において調達しなければならない。
- 5 市は、その実施にかかる「本施設」の外構部分の建設工事の工程を定めるにあたり、事業者が実施する「建設工事」の工程に十分に考慮しなければならない。
- 6 市と事業者は、搬入路、建設資材置場等の取り扱いについて、互いに十分に協議し、工事日程について調整を行うものとする。
- 7 前項の工事日程の調整については市及び事業者は、それぞれ自己の費用負担において行なわなければならない。

(基本施工計画書等)

- 第 16 条 事業者は、「本施設等」の「建設工事」の着工前に基本施工計画書（工事全体工程表を含む。）を作成し、市に対して提出するものとする。
- 2 事業者は、別途市との協議により定める期限までに月間工程表を作成し、市に対して提出するものとする。
 - 3 事業者の工事日程は、「事業者提案」に基づき、市が実施する「本施設」の外構部分の工事日程を十分に考慮したものでなければならない。

(「工事監理者」)

- 第 17 条 事業者は、「本施設等」の「建設工事」に着工する前に、自らの費用負担により建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 5 条の 4 第 2 項に定める「工事監理者」を設置し、設置後速やかに市に対して当該設置の事実を通知するものとする。なお、工事監理業務と設計、建設に関する業務を同一の企業が実施することはできない。
- 2 事業者は、「工事監理者」に、事業者を通じ工事監理の状況を市に毎月報告させるものとし、市が要請したときは、工事施行の事前説明及び事後報告、工事現場での施行状況の説明を、随時行わせるものとする。
 - 3 事業者は、「工事監理者」に、市に対して「本施設等」の完成確認報告を行わせるものとする。
 - 4 事業者は、「工事監理者」が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守する上で必要となる協力を行うものとする。

(建設場所)

第 18 条 市は、事業者の「本施設等」の「建設工事」の実施のため、事業者が「建設工事」を遂行するのに必要な範囲で、「本施設等」の敷地を事業者の使用貸借するものとする。

「本事業敷地」の使用貸借期間は別紙 2 に規定された建設着工日から第 30 条に基づき「本施設等」を事業者が市に引き渡した日までとし、引渡し前に本契約が終了した場合は本契約の終了日までとする。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由による場合を除いて、「本事業敷地」の使用貸借の開始が遅延し、別紙 2 に規定された建設着工日まで開始できなかった場合に事業者が生じる追加費用及び損害は市が負担する。当該遅延が生じた場合は、必要に応じ市及び事業者は別紙 2 に規定する本事業日程表を協議のうえ再度作成し、両者の合意にて変更した本事業日程表に従い本事業を遂行する。
- 3 事業者は、「本事業敷地」について市から引き渡しを受けた後、善良なる管理者の注意義務をもって「本事業敷地」の管理を行う。

(事前調査)

第 19 条 事業者は、自己の責任と費用負担において、市の事前の承諾を得た上、「本事業敷地」につき、「本施設」にかかる設計及び「本施設等」の「建設工事」に必要な調査（建築準備調査等を含む。）を行うものとする。

- 2 事業者は、参考図書として配布された「本事業敷地」の地盤データの記載、並びに前項の定めるところに従って行った調査の結果に基づき、「本施設」にかかる設計及び「本施設等」の「建設工事」を実施するものとする。
- 3 前項の「本事業敷地」の地盤データの記載内容の誤りに起因して事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該記載内容との相違により生ずる追加的な費用を含む。）は、合理的な範囲において市がこれを負担するものとし、「サービス対価 A」を増額することによって支払うものとする。
- 4 第 1 項の定めるところに従って事業者が行うべき調査の誤り（事業者の故意又は過失により調査を行わなかったことを含む。）に起因して市又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該調査の誤りにより生ずる追加的な費用を含む。）は、事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との協議により定めるものとする。
- 5 事業者が第 1 項の調査を行った結果、「本事業敷地」に瑕疵（土壌の汚染、不発弾、道跡等により「建設工事」に支障をきたす状態を含む。）があることが判明したと、又は市が事業者に対して提供した「本事業敷地」の地盤データから合理的に推定される支持地盤と実際の支持地盤が著しく異なっていたこと等により、費用（設計費用及び建設工事費のほか、将来の「維持管理運営業務」にかかる費用、並びに金融費用を含むが、合理的な範囲に限る。）が増加した場合には、当該増加費用を市が負担するものとし、

費用が減少するときは、市と事業者が協議の上、当該費用の減少に伴う本事業の対価の改定を行うべきか否かを決するものとする。

(市の説明要求等)

第20条 市は、「本施設等」が本契約、「入札説明書等」、「設計図書」及び「事業者提案」に従い建設されていることを確認するために、「本施設等」の建設状況及び品質管理について、事業者に事前に通知した上で、事業者又は「建設会社」に対して説明を求めることができるものとし、建設現場において建設状況を事業者の立会いの上確認することができるものとする。

2 事業者は、前項に規定する説明及び確認等の実施について、市に対して協力をを行うとともに、「建設会社」をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

3 前2項に規定する説明又は確認等の実施の結果、「建設工事」の状況が本契約、「入札説明書等」、「設計図書」若しくは「事業者提案書」に従っていない、又は本契約、「入札説明書等」、「設計図書」及び「事業者提案書」に規定する仕様又は水準を満たさないと市が合理的に判断した場合、市は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者は、これに従わなければならない。

4 市は事業者から施工体制台帳（建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）及び施工体制にかかる事項について報告を求めることができる。

5 市は、第1項により確認を行ったこと、第2項の説明及び報告を受けたこと、第3項に従い是正を求めたこと、第4項の報告を受けたことにより「建設工事」の内容及び結果について責任を負うものではない。

第2節（竣工等）

(竣工検査)

第21条 事業者は、「建設工事」が完了した後速やかに、自己の責任において、「本施設等」の竣工検査を行うものとする。

2 市は、前項に規定する竣工検査への立会いを求めることができる。ただし、市は、かかる立会いの実施を理由として何らの責任を負担するものではない。

3 事業者は、竣工検査に対する市の立会いの実施の有無を問わず、市に対して竣工検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

(シックハウスへの対応)

第 22 条 前条第 1 項に定めるところの竣工検査に先立って、事業者は、入札説明書添付の設計、建設に関する業務要求水準書に従って、「本施設」におけるホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、その結果を市に報告するものとする。

2 測定値が厚生労働省が定める指針値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、引渡し予定日までに是正措置を講ずるものとする。

(市による「本施設等」の竣工確認)

第 23 条 市は、第 21 条第 3 項の報告を受けてから 14 日以内に、「本施設等」の竣工確認を行う。確認に際して、事業者は、現場説明、資料提供等により、市に協力しなければならない。

2 事業者は、工事完成時には施工記録を用意して、現場で市の確認を受けなければならない。

3 市は、前項に定める竣工確認により「本施設等」が「入札説明書等」、「設計図書」及び「事業者提案」どおりに建設されていると認めるときは、「建設工事」完了の確認を行わなければならない。

4 市は、「本施設等」が「入札説明書等」、「設計図書」及び「事業者提案」どおりに建設されていない又はそれらの図書に記載された水準を満たしていないと認めるときは、不備・不具合等の具体的内容を明らかにし、期間を定めて事業者に対しその修補を求めることができる。

5 事業者は、前項の規定により市から修補を求められた場合には、速やかに修補を行い、その完了後、あらためて市の確認を得なければならない。この場合には、本条第 1 項に掲げる期限の定めは適用せず、市及び事業者は速やかに手続を行わなければならない。

6 前項に規定する修補の結果、「本施設等」の引渡しが遅延した場合は、第 31 条第 4 項の規定を適用する。

7 市は、第 1 項及び第 3 項又は第 5 項に従い確認を行ったこと、第 4 項により修補を求めたことにより「建設工事」の内容及び結果について責任を負担するものではない。

(市による竣工確認通知)

第 24 条 市は、「本施設等」の竣工確認を実施した後又は前条第 4 項に定める再竣工確認を実施した後、「引渡し予定日」までに、事業者に対して竣工確認通知を行うものとする。

2 市は、前項に規定する竣工確認通知を行ったことを理由として、「本施設等」の「建設工事」の内容及び結果について何らの責任を負担するものではない。

3 事業者は、前条に従い市が「本施設等」の竣工確認を実施する以前に「備品」の搬入、備え付けなどを行ってはならない。

(「本施設等」の維持管理体制)

第 25 条 事業者は、第 30 条による市への「本施設等」の所有権移転の日までに、「維持管理業務」を実施できる体制を整えて、市の確認を得なければならない。

第 3 節 (工期の変更等)

(工期の変更等)

第 26 条 市の責めに帰すべき事由、又は市が本事業の入札手続において提供した「本事業敷地」に関する調査資料において明示されていない「本事業敷地」の瑕疵、法令の変更、「不可抗力」により「本施設等」の竣工の遅延が見込まれる場合には、市及び事業者は協議の上、竣工予定日及び「引渡予定日」を変更することができる。

第 4 節 (損害の発生等)

(第三者に対する損害賠償)

第 27 条 「本施設等」の「建設工事」について第三者に損害を与えた場合には、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第 84 条第 1 項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち市の責めに帰すべき理由により生じたものについては、市が負担する。

2 市は、第 1 項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、事業者の責めに帰すべき事由によることを明らかにして、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、市からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

(「不可抗力」による損害)

第 28 条 事業者が「本施設等」の引渡しを行う前に、「不可抗力」により、建設中の「本施設等」に損害が生じた場合その他「不可抗力」により費用が増加する場合は、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた場合、市は直ちに調査を行い状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

3 第 1 項に規定する損害及び費用(いずれも事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 84 条第 1 項に規定された保険による保険金により補填された部分を除く。)については、「建設費」の 1 パーセントを超える部分について合理的な範囲で市が負担するものとする。なお、本項における損害は、現実に事業者に発生した損害及び追加費用を限度とし、逸失利益を含まないものとする。

(登記)

第 29 条 事業者は、第 30 条による「本施設等」の引渡しまでに、自己の費用及び責任により「本施設」に関する表示登記を完了しなければならない。

2 事業者は、市が「本施設」の所有権の保存登記を行う場合には、これに協力する。

第 4 章 「本施設等」の引渡し

(「本施設」の引渡し及び所有権の移転)

第 30 条 事業者は、市から「本施設等」の竣工確認通知を受領し、第 25 条に規定する市の確認を得て、「引渡予定日」に(ただし、市の「本施設等」の竣工確認通知が当初の竣工予定日より遅延した場合は竣工確認後速やかに)、「本施設等」の所有権を市に移転し、別紙 3 に記載する竣工図書とともに「本施設等」を市に引き渡す。事業者は、「本施設等」について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転するものとする。

(引渡しの遅延)

第 31 条 事業者は、「本施設等」の引渡しの遅延が見込まれる場合には、「引渡予定日」の 30 日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画を市に通知しなければならない。ただし、第 23 条第 4 項による修補を行う必要から遅延が見込まれる場合は、この限りでない。

2 事業者は、前項に規定する対応計画において、「本施設等」の可及的速やかな引渡しに向けての対策及び想定される「開館日」までの予定を明らかにしなければならない。

3 市の責めに帰すべき事由、又は市が本事業の入札手続において提供した「本事業敷地」に関する調査資料において明示されていない「本事業敷地」の瑕疵、「法令変更」、「不可抗力」に起因して「本施設等」の引渡しが遅延する場合は、市は、当該遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない。かかる増加費用については、市は、設計・建設に係る増加費用については、「サービス対価 A」に組み入れた上で事業者を支払い、「維持管理運営業務」に係る増加費用については、「サービス対価 B 又は C」の支払額に算入する。

4 事業者の責めに帰すべき事由によって「本施設等」の引渡しが遅延する場合、事業者は、当該遅延への対応のために事業者が生じた費用を負担する他、「引渡予定日」から実際の「維持管理期間」開始日までの日数に応じ、「サービス対価 A」の金額に年 5 パーセントの割合で計算した額を違約金として市に支払わなければならない。この場合において、市は、当該遅延について違約金以外の損害賠償請求を行うことができない。

(瑕疵担保)

- 第 32 条 市は、「本施設等」に瑕疵があるときは、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市は損害の賠償のみを請求することができる。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 30 条による引渡しを受けた日から 2 年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分に生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年とする。
- 3 市は、「本施設等」の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を速やかに事業者へ通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。
- 4 市は、「本施設等」が第 1 項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 ヶ月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
- 5 事業者は、本契約締結後速やかに本条の事業者の債務を保証する保証書を「建設会社」から徴求し市に差し入れなければならない。保証書の様式は、別紙 4 に定める様式による。

第 5 章 「本施設等」の運営及び維持管理

第 1 節 開業準備

(開業準備)

- 第 33 条 事業者は、「開館準備期間」において「開館日」に「運営業務要求水準」を満たすサービスが提供できるよう、人員の確保、訓練、研修等を行う。
- 2 事業者は、「運営業務要求水準」及び「事業者提案」に基づいて開館準備計画書を本契約締結後速やかに市に提出し、当該計画に従い、開館準備業務を実施する。
- 3 事業者は、前 2 項の業務及びその他「本施設」の開館に向けた準備行為を行うにあたり、事業者のスタッフの中から適当な者をして本契約締結後市が開催する開館準備会議に出席させなければならない。

(初年度分の「図書館資料」リスト案の作成)

- 第 34 条 事業者は市が設定する図書館資料購入計画に基づき、初年度分の「図書館資料」の調達リスト案を市へ提出する。

- 2 市は、前項に従い事業者から提出を受けた図書リスト案を参考に、購入する「図書館資料」を決定する。

(初年度分の「図書館資料」の調達)

第 35 条 市は前条 2 項に従い購入することを決定した「図書館資料」の納入を事業者に発注する。事業者は発注を受けた「図書館資料」を調達し、装備を行ったうえで、「開館予定日」までに市に納品して検収を受けなければならない。

- 2 市が「図書館資料」を事業者に発注する場合、各資料の販売定価以下で発注するものとし、事業者はこれを受けなければならない。
- 3 市が「図書館資料」の納入を事業者に発注する場合、本契約及び「資料-3」に記載された条件以外の条件は、市と事業者が協議して定めるものとする。

(「備品」の調達等)

第 36 条 事業者は、設計、建設に関する要求水準書及び「事業者提案」に従い「備品リスト」を作成し、第 14 条 1 項の実施設計図書と共に市に提出して、市の確認を受けなければならない。

- 2 事業者は前項によりその確認を受けた「備品リスト」に従い「備品」を調達し、本施設に設置する。
- 3 事業者は、「本施設」に設置した「備品」の内容を記載した「備品台帳」を作成し、本施設の「開館日」までに市の確認を受けなければならない。

(「図書館情報システム」の整備)

第 37 条 事業者は、「資料-4」及び「事業者提案」に基づき、「図書館情報システム」の整備計画書(以下「整備計画書」という。)を作成し、本契約締結後速やかに市に提出し、市の確認を受けるものとする。

- 2 事業者は、前項により市の確認を受けた「整備計画書」に従って「図書館情報システム」を「開館予定日」までに整備する。
- 3 事業者は、整備した「図書館情報システム」について動作確認等を行ったうえで、「開館日」までに市の検査を受け、これに合格しなければならない。

(開館準備等完了確認)

第 38 条 事業者は第 33 条から 37 条までの業務を完了した場合、その旨を通知するものとし、市は当該通知を受領後、「本施設等」の開館前準備業務及び「本施設等」の第 30 条に基づく引き渡し以降の維持管理が適正に行なわれたことを確認するものとする。

- 2 前項の結果、「維持管理運営業務要求水準」に規定する基準を満たすものであると市が認めた場合は事業者が開館準備完了確認書を交付し、是正すべき箇所があると市が判

断した場合はその内容を事業者へ通知し事業者は自己の責任及び費用でこれを是正した上で再度市の確認を受けるものとする。

(開館準備の遅延)

第 39 条 事業者は「本施設」の開館準備の完了に遅延が生じるおそれがある場合は市に通知する。

2 開館準備が遅延し追加費用及び損害が発生した場合は、帰責事由のある当事者が当該遅延に直接起因して相手方当事者に発生する追加費用及び損害を負担する。また、「不可抗力」による場合には、市は、事業者が生じた追加費用について、合理的な範囲で負担する。

3 開館準備の遅延が生じた場合は、市及び事業者は別紙 2 に規定する本事業日程表を協議のうえ再度作成し、両者の合意にて変更した事業日程表に従い本事業を遂行する。

第 2 節 「運営業務」及び「維持管理業務」

(本施設の運営・維持管理)

第 40 条 事業者は自己の責任及び費用で、「本施設等」の「維持管理業務」及び「図書館」の「運営業務」を実施する。

2 事業者は、「運営業務」及び「維持管理業務」を実施するにあたって、入札説明書等に記載の法令等及びその他の関連法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、業務を実施しなければならない。

(業務計画書)

第 41 条 事業者は、次に掲げる業務計画書を次に規定される時期に市に対して提出して、市の確認を受けなければならない。

長期運営業務計画書 平成 17 年 8 月末日まで。

運営業務計画書 毎「事業年度」ごとに、前事業年度の 8 月末日まで。(但し平成 18 年度のは平成 17 年 8 月末日まで。)

長期維持管理業務計画書 平成 17 年 8 月末日まで。

維持管理業務計画書 「事業年度」ごとに、前事業年度の開始の 8 月末日まで。(但し平成 18 年度のは平成 17 年 8 月末日まで。)

2 事業者は、第 1 項に従い市の確認を受けた業務計画書を変更しようとする場合、事前に市に対して変更の内容を説明して承諾を得た後、変更後の業務計画書を市に提出して、市の確認を受けるものとする。

3 業務計画書の記載事項は、「維持管理業務要求水準」及び「運営業務水準」に従うほか、市と事業者が協議して定めるものとする。

- 4 市は、第1項又は第2項により承諾を与え又は確認を行ったことにより、事業者が実施する「維持管理運営業務」の内容及び責任について責任を負うものではない。

(統括責任者)

第42条 事業者は、「本施設等」を市に引き渡した後、本契約の終了まで、「維持管理運営業務要求水準」に従い統括管理者を選任し、本施設に常駐させなければならない。

- 2 事業者は、維持管理者の選任については、事前に市に対してその氏名、履歴その他市が求める事項を市に報告し、確認を得なければならない。

- 3 「維持管理業務」にかかる統括責任者と「運営業務」にかかる統括責任者は、兼任することができる。

- 4 市は第2項による確認を行うことにより、事業者が実施する「維持管理運営業務」の内容及び結果について責任を負うものではない。

(第三者に及ぼした損害等)

第43条 事業者は、「本施設等」の瑕疵に起因して、又は「維持管理運営業務」を実施するにあたり、「維持管理期間」中に第三者に損害(ただし、第84条第2項に規定された保険によりてん補されるものを除く。)を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち市の責めに帰すべき理由により生じたものについては、市が負担する。

(「不可抗力」による増加費用の負担)

第44条 「維持管理運営業務」に関して、「不可抗力」が発生したことにより本事業に関して事業者が現実に費用を負担した場合(第84条第2項に規定のある事業者が加入した保険により填補された分を除く)、費用が発生した「事業年度」の「サービス対価 B 及び C」の1パーセント相当分までは事業者が負担するものとしその余は市が当該費用を負担するものとする。

第3節 維持管理業務

(維持管理業務の実施)

第45条 事業者は、本施設を市に引き渡した時から、「本施設等」の「維持管理業務」を、本契約、「維持管理業務要求水準」、長期維持管理業務計画書、維持管理業務計画書及び事業者提案書に基づき、本契約の終了のときまで実施しなければならない。

(従事職員名簿の提出等)

第46条 事業者は、「維持管理業務」に従事する者(以下「従事職員」という。)の名簿を

市に対して提出し、異動があった場合、その都度報告しなければならない。

- 2 事業者は、業務の遂行に当たり、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を、市に対して提出し確認を得るものとする。
- 3 市は、事業者の従事職員がその業務を行うに当たり不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対し交代を請求することができ、事業者は誠実にこれに対応しなければならない。
- 4 事業者は、第 66 条に従い本契約が期間満了前に終了した場合に、市が「本施設等」を運営するため事業者の従事職員を雇用等することに異議を申し立てない。

(異常部分の修復)

- 第 47 条 「維持管理期間」中、「本施設等」の修繕の必要が生じた場合において、かかる修繕が「修繕業務」に含まれるときは、事業者は、速やかにその内容及び修繕等の計画を市に通知した上で、自己の責任及び費用で、当該修繕等を実施しなければならない。
- 2 前項の場合において、かかる修繕等が「修繕業務」に含まれないときは、かかる修繕等については、市は、自己の責任及び費用で対処するものとする。ただし、かかる修繕等の必要が「本施設等」の瑕疵及び事業者の責めに帰すべき事由から生じたときは、前項の定めに従うものとする。

(備品の管理)

- 第 48 条 事業者は「備品」の管理は「備品台帳」により行うものとし、「備品」の変更、更新があったときは、遅滞なく「備品台帳」にこれを反映しなければならない。

第 4 節 「図書館」の運営業務

(運営業務)

- 第 49 条 事業者は、「開館日」より、本契約の終了まで、「図書館」の「運営業務」を、本契約、「運営業務要求水準」、長期運営業務計画書、運営業務計画書及び「事業者提案書」に従い実施しなければならない。

(運営スタッフ名簿の提出等)

- 第 50 条 事業者は、「運営業務」に従事する者(以下「運営スタッフ」という。)を「運営業務要求水準」に従って選任し、その名簿を市に提出し、異動があった場合、その都度報告しなければならない。
- 2 事業者は、業務の遂行に当たり、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を、市に提出し承諾を得るものとする。
 - 3 市は、事業者の運営スタッフがその業務を行うに当たり不相当と認められるときは、

その事由を明記して、事業者に対し交代を請求することができ、事業者は誠実にこれに対応しなければならない。

- 4 事業者は、第 66 条に従い本契約が期間満了前に終了した場合に、市が「図書館」を運営するため事業者の運営スタッフを雇用等することに異議を申し立てない。

(紛失資料)

第 51 条 事業者は、「運營業務」の資料管理業務の一部として行う年 1 回の蔵書点検において、紛失とされた「図書館資料」の点数が当該蔵書点検時の「図書館」全体の蔵書点数の 1 パーセントを超える場合には、当該パーセントを超える点数に、紛失「図書館資料」の平均購入単価を乗じた金額を、「サービス対価 C」から控除するものとする。

- 2 前項において紛失とは、破損、貸出資料の未返却を含まない。

第 5 節 図書館情報システム

(図書館情報システム)

第 52 条 事業者は、「開館日」から 10 年間にわたり、第 37 条により事業者が整備した「図書館情報システム」を運用して「図書館」運營業務を行なうものとし、また、「図書館情報システム」の全ての機器の保守運用システムソフトの支援サービスを実施しなければならない。

(「図書館情報システム」の更新)

第 53 条 事業者は、「図書館情報システム」の更新を、「資料-4」に従い、「開館日」から 5 年経過時点に行なうものとする。更新内容については、更新年度の 1 年前に市と協議のうえ決定する。

- 2 「図書館情報システム」が技術革新などにより著しく進歩した場合など、既存システムの早期更新が必要と認められる場合、市は、更新時期になる前に市又は事業者の提案により更新内容を協議し、更新時期を決定することができる。

(「図書館情報システム」の取り扱い)

第 54 条 「開館日」から 10 年経過後の「図書館情報システム」の取り扱いは「開館日」から 9 年を経過した時点でとし事業者が協議して決定するものとする。

- 2 前項の協議により事業者が「図書館情報システム」の更新又は維持管理を継続しないこととなった場合でも、既存の「図書館情報システム」は市に譲渡しないものとし、事業者は原則として撤去しなければならない。但し LAN 関係機器の取り扱いは、市と事業者が協議して決定するものとする。
- 3 前項の協議により事業者が「図書館情報システム」の更新又は維持管理を継続しない

こととなった場合には、市は、「図書館」の「運営業務」の全部又は一部を解除することができる。

- 4 前項の解除があった場合、解除に伴う措置として第 57 条第 4 項第 2 文及び第 3 文を適用する。

第 6 節 「図書館資料」の調達

(開館後の「図書館資料」の調達)

第 55 条 市は、「図書館」の開館後、定期的に購入する「図書館資料」の納品を事業者に発注することができる。市が事業者が発注する場合、発注の方法及び条件は第 34 条を準用するものとする。

- 2 書籍、新聞雑誌、AV 資料等の再販制度に重要な変更が行われるなどそれら書籍等の流通制度が大幅に変更される場合、「図書館資料」の調達手段及び条件について市と事業者が協議して変更することができる。

第 7 節 要求水準の変更等

(法令の変更による「維持管理運営業務要求水準」の変更)

第 56 条 法令の変更により、「維持管理運営業務要求水準」の変更が必要となった場合には、市は事業者と協議の上、法令の要求する水準に見合うように「維持管理運営業務要求水準」を変更するものとする。事業者は、かかる協議期間中も、「維持管理運営業務」を実施しなければならず、かかる業務の実施により増加費用が生じたときは、「サービス対価 B 又は C」の支払額に算入する。

- 2 前項に規定する「維持管理運営業務要求水準」の変更により追加費用が生じた場合には、市が当該追加費用を負担するものとし、「サービス対価 B 又は C」の支払額に算入する。
- 3 第 1 項に定める変更により費用の減額が生じた場合には、当該減額部分は「サービス対価 B 又は C」から控除するものとする。
- 4 第 1 項の協議が協議開始の日より 60 日以内に整わない場合には、市は法令の変更により「維持管理運営業務要求水準」の変更が必要になった部分にかかる業務について、本契約を解除することができる。この場合、市は事業者が解除にかかる業務を終了するにつき支出した費用のうち、やむを得ないものについて負担するものとし、また、解除にかかる業務の対価相当額を「サービス対価 B 又は C」から控除するものとする。

(「不可抗力」の発生による「維持管理運営業務要求水準」の変更)

第 57 条 市は、「維持管理期間」中に、「不可抗力」その他合理的な理由により「維持管理

運営業務要求水準」の変更の必要が生じた場合には、その変更を事業者に求めることができる。

- 2 事業者は、前項の市の要求について、その対応可能性及び費用見込額を市に対し通知しなければならない。
- 3 市は、事業者と協議の上、「維持管理運営業務要求水準」の変更を決定することができる。かかる変更により追加費用が生じた場合には、第 44 条に従い費用を分担するものとする。事業者は、かかる協議期間中も、「維持管理運営業務」を実施しなければならない。かかる業務の実施により増加費用が生じたときは、「サービス対価 B 又は C」の支払額に算入する。
- 4 前項の協議が協議開始の日より 60 日以内に整わない場合には、市は、本業務のうち「不可抗力」により「維持管理運営業務要求水準」の変更が必要になった部分にかかる業務について、本契約を解除することができる。この場合、市は事業者が解除にかかる業務を終了するにつき支出した費用のうち、やむを得ないものについて負担するものとし、また、解除にかかる業務の対価相当額を「サービス対価 B 又は C」から控除するものとする。

(その他の理由による「維持管理運営業務要求水準」の変更)

第 58 条 事業者は、「維持管理期間」中に合理的な必要が生じた場合、「維持管理運営業務要求水準」の変更を市に求めることができる。かかる場合、市は事業者との協議に応じなければならない。事業者は、かかる協議期間中も、「維持管理運営業務」を実施しなければならない。かかる業務の実施により増加費用が生じたときは、市が承諾した場合に限り、「サービス対価 B 又は C」の支払額に算入される。

- 2 市は、前項に定める協議が成立した場合、「維持管理運営業務要求水準」の変更を行う。この場合の「サービス対価 B 又は C」の変更については、市と事業者両者の合意したところによる。

第 8 節 モニタリング及び業務報告

(モニタリング及び「維持管理運営業務」にかかる対価の減額等)

第 59 条 市は、「維持管理期間」中、自己の責任及び費用で、事業者が実施する「維持管理運営業務」についてモニタリングを行うものとし、モニタリングの結果、事業者の実施した業務が「運営維持管理業務要求水準」に満たないと認められるときは、「サービス対価 B、C 又は D」を減額することができるものとする。市のモニタリング及び事業者の「維持管理運営業務」の不履行に対する対価の減額等の手続については、「資料 - 6」に定めるところによる。

- 2 前項による対価の減額等は、市の事業者に対する損害賠償の請求を妨げるものと解し

てはならず、サービス対価の減額分を損害賠償の予定と解してはならない。

(業務報告)

第 60 条 事業者は、「本施設等」の「維持管理運営業務」の実施状況及び「維持管理運営業務要求水準」に規定されるその他の事項を記載した業務日誌を作成し、本契約終了のときまで保管しなければならない。

2 事業者は、市の請求があるときには、業務日誌を市の閲覧に供するものとする。

3 事業者は、本契約の終了に至るまで、毎月、当該月の末日から 7 日(土、日、祝祭日は除く。)以内に、当該月の「維持管理運営業務」の実施状況及び「維持管理運営業務要求水準」に規定されるその他の事項を記載した業務報告書を市に対して提出して、履行確認を受けなければならない。事業者は、業務報告書を業務日誌に基づき作成するものとする。

4 市は、事業者から提出を受けた業務報告書を確認し、その受領後 5 日(土、日、祝祭日は除く。)以内にその結果を事業者に通知する。

第 9 節 「付帯事業」

(「付帯事業」)

第 61 条 事業者は自己の責任及び費用で「資料-5」及び「事業者提案」に従い「図書館」の「開館日」から「図書館」内において、「付帯事業」を行うものとする。

2 「付帯事業」に要する費用はすべて事業者の負担とする。

3 市は、「資料-5」に示された方法で、付帯事業の実施に必要な場所を提供するものとし、事業者は所定の使用料を市に支払わなければならない。

4 事業者は「図書館」の開館後 3 年間は、「事業者提案」に基づく「付帯事業」を実施しなければならない。また、「図書館」開館から 3 年後経過後は、市の承諾を得た場合にのみ「付帯事業」を終了することができる。

5 事業者は、「付帯事業」を行うにつき、「資料-5」に規定された条件を遵守しなければならない。事業者が「資料-5」に規定された条件に従っていない場合又は「付帯事業」が「維持管理運営業務」若しくは市の「図書館等」の運営に支障をきたしている場合、市は事業者に対して改善を要求することができ、事業者はこれに従わなければならない。

(「付帯事業」の終了)

第 62 条 事業者の行う「付帯事業」は以下の各号による場合に終了する。

(1) 本契約の契約期間が満了したとき。

(2) 前条 4 項に従い市の承諾を得たとき。

2 事業者は「付帯事業」の終了に際しては市が買い取りを希望する場合を除いて、「付

帯事業」を行なうにあたり設置した備品・機材等を自己の費用で撤去し原状に復さなければならぬ。

第 6 章 本事業の対価の支払

(本事業の対価の支払)

第 63 条 市は、事業者が本契約に従い市にサービスを提供した対価として「サービス対価 A、B、C 及び D」を入札説明書添付の資料 - 2 に従って支払うものとする。

2 「サービス対価 A」の金額は金 円 (消費税込) とする。

3 「サービス対価 B、C 及び D」の各支払日ごとの金額はそれぞれ金 円、金 円、及び金 円とする (いずれも消費税込) 。

4 「サービス対価 B、C 及び D」の金額は、の「資料 - 2」に従って改定されるものとする。

5 「図書館」の年間貸出冊数が 50 万冊を大幅に下回り、かかる状況が当分の間継続すると見込まれる場合、市と事業者は、「サービス対価 C」の金額の見直しについて協議を行うものとする。

6 「サービス対価 A」については、施設を市に引き渡した後、事業者から請求書を受領後 40 日以内に支払う。

7 「サービス対価 B、C 及び D」については、市によるモニタリングの後、事業者から請求書を受領後 30 日以内に支払う。

第 7 章 契約期間及び契約の終了

(事業期間)

第 64 条 本契約の契約期間は、契約締結日から平成 38 年 6 月 30 日までとする。

(市の事由による解除権)

第 65 条 市は、本事業の必要がなくなった場合には、30 日以上前に事業者へ通知することにより、本契約を解除することができる。ただし、第 30 条による「本施設等」の引渡後は、「維持管理運営業務」に関する部分のみを解除することができるものとする。

(事業者の債務不履行等による解除権)

第 66 条 事業者が次の各号の一に該当するときは、市は、書面による通知により、直ちに本契約を解除することができる。ただし、「本施設等」の引渡後は、「維持管理運営業務」に関する部分のみを解除することができるものとし、以下、本条において同様とする。

(1) 正当な理由なく、設計又は「建設工事」に着手すべき時期を過ぎてても、設計又

は「建設工事」に着手しないとき。

- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、別紙 2 に規定する建設工事工程表に記載された竣工予定日から 3 ヶ月が経過しても、「本施設等」の竣工ができないとき、又はその見込みが明らかでないとき。
 - (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不可能又は困難となったとき。
 - (4) 前各号に規定する場合のほか、本契約に違反しその違反により本契約の目的を達することができないと市が判断したとき。
- 2 第 1 項及び第 4 項に規定されるもの以外で、事業者が本契約上の義務を履行せず、かつ、市が相当の期間を定めて催告してもなお事業者が履行しないときは、市は本契約を解除することができる。
 - 3 事業者について、破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の手續の開始その他これらに類似する手續の開始が申立てられたときは、市は、直ちに本契約を解除することができる。
 - 4 市は、事業者が実施する「維持管理運営業務」の水準が「維持管理運営業務要求水準」を満たさない場合には、「資料-6」の規定するところに従って本契約を解除することができる。

(「不可抗力」等の場合の解除権)

- 第 67 条 「不可抗力」により、「本施設」の損傷又は長期間にわたる事業停止等が生じ、その修復が困難なため、本事業の継続が不可能認められる場合及び「法令変更」により本事業の継続の可能性が失われたと認められる場合、又は「不可抗力」若しくは「法令変更」による追加費用に関する市の負担が過大である場合には、市及び事業者は、相手方と協議した上で、本契約を解除することができる。ただし、「本施設等」の引渡後は、「維持管理運営業務」に関する部分のみを解除することができるものとし、以下、本条において同様とする。
- 2 「本事業敷地」の瑕疵等に起因して、本事業の継続が不可能と認められる場合には、市及び事業者は、相手方と協議した上で、本契約を解除することができる
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、「付帯事業」についてのみ事業継続が不可能と認められる場合には、市及び事業者は、本契約を解除することができない。

(「本施設等」の引渡前の解除)

- 第 68 条 第 65 条から第 67 条の規定により本契約が解除された場合において、当該解除が第 30 条による「本施設等」の引渡前であるときは、市は、「本施設等」の出来形部分を事業者から買取るものとする。この場合、市は、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の場合、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、「本施設等」の建設進捗程度から見て「本事業敷地」の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、市は、事業者に対し、「本事業敷地」を原状回復するよう請求できる。かかる場合において、本契約の解除の原因が市の責めに帰すべき事由、又は市が本事業の入札手続において提供した「本事業敷地」に関する調査資料において明示されていない「本事業敷地」の瑕疵、「不可抗力」若しくは第65条による解除の場合について、市がその費用を負担するものとし、第66条による解除の場合その他事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合、事業者がその費用を負担するものとする。
- 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、市は、事業者に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる（ただし、事業者が市に対して請求することができる費用相当額を除く。）。この場合においては、事業者は、市の処分について異議を申し出ることができない。
- 5 前各項の他、第30条による引渡し前に本契約が解除された場合、「本事業敷地」内に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（事業者の業務を受託し又は請け負う者等が所有又は管理する物件を含む。）があるときは事業者は当該物件等を直ちに撤去し、市の確認を受けなければならない。

（引渡後解除の場合の引継ぎ、対価の支払等）

- 第69条 第30条による引渡し後に本契約が期間満了又は解除により終了した場合は、市は、「本施設等」の所有権を引き続き保有し、また、事業者から「維持管理運営業務」に必要な引継ぎを受けるものとする。
- 2 前項の場合、事業者は、第60条の規定にかかわらず、前項の業務をすべて終了した上で、業務終了から10日以内に、最終支払対象期間の業務報告書を市に提出し、市の確認を受けるものとする。
 - 3 本契約が解除された時点において、事業者に対する「サービス対価B、C又はD」の未払がある場合、市は、事業者の実施期間に応じて日割計算により計算した金額を事業者に支払うものとする。
 - 4 「本施設等」の備品で事業者が所有するもの及び事業者が整備した「図書館情報システム」は、市が事業者と協議のうえ、時価での買い取り、リース等の引き継ぎ又は撤去のいずれかを求めるものとする。

(引渡後解除の場合における現況確認)

第 70 条 第 30 条による引渡し後に本契約が期間満了又は解除により終了した場合、事業者は、「維持管理期間」満了の 14 日前までに(解除により終了する場合には解除後直ちに)「本施設等」の状態を検査し、その結果を市に報告する。

- 2 市は、前項の報告を受けた後速やかに、「本施設」の現況を検査しなければならない。
- 3 前項の場合において、「本施設」について、「維持管理運営業務要求水準」を充足していない設備等があるとき、又は事業者の責めに帰すべき事由による損傷が認められたときは、市は、事業者に対しその修補を求めることができる。
- 4 事業者は、必要な修補を実施した後速やかに、市に対し、修補が完了した旨を通知しなければならない。市は、前項の通知を受領後 10 日以内に修補の完了の検査を行わなければならない。

(違約金)

第 71 条 第 66 条各項の規定により本契約が解除された場合(「維持管理運営業務」に関する部分のみが解除された場合も含む。)においては、事業者は、次の各号に従い、各号に定める額を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。

(1)「本施設等」の引渡前に解除された場合

「サービス対価 A」の総額(消費税込み)の 10 パーセントに相当する額

(2)「本施設等」の引渡後に解除された場合

解除の日が属する「事業年度」における「サービス対価 B、C 及び D」の総額(消費税込み)の 25 パーセントに相当する額

- 2 前項第 1 号の場合において、第 9 条の規定により市を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、市が受領した履行保証保険に係る保険金は、これをもって違約金に充当する。
- 3 事業者は、第 66 条に基づく解除に起因して市が被った損害額が第 1 項の違約金の額を上回るときは、その差額を市の請求に基づき支払わなければならない。

(解除時の対価等の支払)

第 72 条 市は、第 68 条による検査を行い、検査に合格した部分の引渡しを受けた場合には、その対価として事業者に対し、事業者の請求により出来高相当分の金額を支払う。

- 2 市は、第 69 条による検査を行い、「維持管理運営業務」の引継ぎを受けた場合には、第 69 条第 3 項の未払分の「サービス対価 B、C、又は D」を支払う。
- 3 前 2 項の場合において、本契約の解除が市の責めに帰すべき事由、又は市が本事業の入札手続において提供した「本事業敷地」に関する調査資料において明示されていない「本事業敷地」の瑕疵、「法令変更」若しくは「不可抗力」に基づくときは、事業者は、前 2 項に定める外、当該解除により生じた損害の賠償を市に請求をすることができ、市

は、かかる請求金額を事業者を支払わなければならない。ただし、当該解除が市が本事業の入札手続において提供した「本事業敷地」に関する調査資料において明示されていない「本事業敷地」の瑕疵、「法令変更」若しくは「不可抗力」に基づく場合の損害額は、「開館日」から5年以内の解除の場合は未償却の開業費相当額を含むものとするが、その他は当該解除により現実に事業者が発生した追加費用を限度とし、逸失利益を含まないものとする。

- 4 本契約の解除が不可効力に基づく場合には、本契約の解除に伴う費用、損害については、「本施設」の引渡し前の場合は第28条第3項により、「本施設等」の引渡し後である場合は第44条により、負担割合を決定するものとする。

(保全義務)

第73条 事業者は、本契約解除（「維持管理運営業務」の部分のみが解除された場合を含む。）の通知の日から第68条第1項による引渡し若しくは第69条第1項による「維持管理運営業務」の引継ぎ完了のときまで、「本施設等」又は出来形部分について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第74条 事業者は、市に対し、第68条第1項による引渡し若しくは第69条第1項による「維持管理運営業務」の引継ぎ完了と同時に、「設計図書」、竣工図書（ただし、本契約が「本施設」の引渡し前に解除された場合、図面等については事業者がすでに作成を完了しているものに限る。）等「本施設等」の建設及び修補にかかる書類その他「本施設等」の建設、維持管理及び保守点検に必要な書類一切を引渡ししなければならない。

- 2 市は、第1項に従い引渡しを受けた図面等について、「本施設等」の維持管理のために無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、事業者は、市によるかかる図面等の自由な使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう、必要な措置をとるものとする。

第8章 その他

(事業者の権利義務の譲渡等)

第75条 事業者は、事前に市の承諾を得なければ、本契約上の地位及び本契約にかかる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。また、事業者は、「本施設等」（未完成の部分を含む）について、譲渡し、抵当権、質権その他の担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。

- 2 事業者は、事前に市の承諾を得なければ、合併、株式交換・移転、会社分割、営業譲

渡その他重大な組織の変更をしてはならない。また、事業者は、本契約締結以後、市の承諾なくして、株式、新株予約権及び新株予約権付社債を発行してはならない。

(事業者の兼業禁止)

第76条 事業者は、本契約による事業(「付帯事業」を含む。)以外の業務を行ってはならない。ただし、事前に市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(経営状況の報告)

第77条 事業者は、本契約の終了にいたるまで、各「事業年度」の最終日以前に、翌年度の予算の概要を書面で市に提出しなければならない。

2 事業者は、本契約の終了にいたるまで、各「事業年度」ごとに、当該年度の財務書類(商法第281条第1項に定める計算書類のほか、「付帯事業」の損益の状況がわかるものを含む。)を作成し、自己の費用で公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、当該「事業年度」の最終日から3ヶ月以内に、監査報告書とともに市に提出しなければならない。

(遅延利息)

第78条 市又は事業者が本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、市は年3.6パーセントの割合、事業者は年5パーセントの割合でそれぞれ計算した額の遅延利息を、相手方に支払わなければならない。

(秘密保持)

第79条 市は、以下の場合を除き、本契約の締結、履行に伴い入手した事業者に関する秘密情報に関する情報を、第三者に対して開示しないものとする。

- (1) 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。
- (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
- (3) 契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
- (4) 法令により開示が義務付けられる場合において、法令上必要である範囲内において開示する場合。
- (5) その弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
- (6) 相手方が書面により承諾した場合。
- (7) 情報公開条例に基づき開示する場合。

- 2 事業者は、前項第1号から第7号に規定する場合を除き、本契約の締結、履行に伴い入手した相手方に関する秘密情報及び「本施設」の利用者に関する個人情報を、第三者に対して開示しないものとする。
- 3 前項の義務は本契約終了後も5年間存続するものとする。

(著作権等)

第80条 「本施設等」の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、事業者は、市に対し、次の各号に掲げる「本施設」の利用を承諾する。

- (1) 「本施設等」を写真、模画、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (2) 「本施設等」を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 2 事業者は、市に対し、「本施設等」の内容を自由に公表することを承諾する。
 - 3 事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に市の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 「本施設等」の内容を公表すること。
 - (2) 「本施設等」に事業者の実名又は変名を表示すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第81条 事業者は、「本施設等」にかかる著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第2章及び第3章に規定する事業者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

- 第82条 事業者は、「本施設等」が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを、市に対して保証する。
- 2 事業者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(工業所有権)

第83条 事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市が当該技術等の使用を指定した場合であって事業者が当該工業所有権の存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(保険加入義務)

第 84 条 事業者は、「建設工事」に関しては、「建設会社」に対し、建設中の物件の保全に関する保険及び工事に起因する損害に関する第三者賠償責任保険に加入するよう義務づけなければならない。

2 事業者は、「維持管理期間」中、「維持管理運営業務」に関し、「維持管理運営業務」に起因する損害に関する第三者賠償責任保険に加入しなければならない。ただし、事業者から「本施設」の「維持管理運営業務」を一括して委託された第三者が同様の保険に加入した場合は、この限りでない。

3 事業者又は第三者が、前 2 項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を直ちに市に提示しなければならない。

(疑義に関する協議)

第 85 条 市及び事業者は、本契約の実施に当たって疑義が生じた場合には、誠意を持って協議しなければならない。

(金融機関等との協議)

第 86 条 市は、本事業の継続性を確保するため、事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

(裁判管轄)

第 87 条 本契約に関する訴訟は、東京地方裁判所の専属的管轄に服するものとする。

別紙 1 (第 1 条関係)

事業敷地地図

別紙 2 (第 3 条関係)

本事業日程表

落札者決定後、入札説明書及び事業者提案に従って記載する。

別紙3(第30条関係)

竣工図書一覧

1. 工事完了届
2. 工事記録写真
3. 許認可申請書類
4. 諸官庁検査済証
5. 室内環境測定結果報告書
6. 竣工図(建築・構造)
7. 竣工図(電気設備)
8. 竣工図(機械設備)
9. 竣工写真
10. 現場検査・性能試験成績書
11. 工事監理報告書
12. 主要仕上げ材及び設備機器メーカー一覧
13. 取扱説明書
14. 保証書
15. 念書
16. 鍵及び工具等引渡書
17. 地下埋設物表示杭設置箇所表示図書
18. 登記承諾書
19. 印鑑証明書
20. 竣工図の電子データ

書式及び部数については市の指示に従うこと。

別紙 4 (第 32 条関係)

保証書の様式

稲城市長
様

[建設会社](以下「保証人」という。)は、(仮称)稲城市立中央図書館等整備運営事業(以下「本件事業」という。)に関連して、事業者が稲城市(以下「市」という。)との間で締結した平成 年 月 日付け事業契約(以下「本件事業契約」という。)に基づいて、事業者が市に対して負担する次の第 1 条の債務(以下「主債務」という。)につき事業者と連帯して保証する(以下「本保証」という。)なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、本件事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

第 1 条 (保証)

保証人は、本件事業契約第 32 条第 1 項に基づく事業者の市に対する債務を保証する。

第 2 条 (通知義務)

市は、工期の変更、延長、工事の中止その他本件事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第 3 条 (保証債務の履行の請求)

1. 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、保証債務履行請求書を送付しなければならない。
2. 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から 7 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとする。
3. 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

第 4 条 (求償権の行使)

保証人は、本件事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。但し、市の承諾がある場合はこの限りではない。

第5条（終了及び解約）

1. 保証人は、本保証を解約することができない。
2. 本保証は、主債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとする。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成 年 月 日

保証人：